

省令準耐火構造の基準改正に伴う住宅工事仕様書の変更について

平成 24 年 4 月 1 日に省令準耐火構造（枠組壁工法・木造軸組工法）の基準を改正しました。

改正内容

■ 一部を鉄筋コンクリート造とする混構造の場合の適用範囲を拡大

枠組壁工法、木造軸組工法共通

これまで、混構造とする場合は、地階をRC造、1階以上を木造とする場合に限定していましたが、今回の改正で地上階をRC造とする混構造を対象に追加しました。なお、RC造部分については、省令準耐火構造の規定が適用されませんが、RC造としない部分については、省令準耐火構造の規定が適用されます。

■ 上階に床がない部分の天井において、天井の防火被覆材を1枚張りとする場合の防火被覆材裏面の要件を削除

木造軸組工法

上階に床がない部分の天井において、天井の防火被覆材を1枚張りとする場合に必要としていた防火被覆材裏面の当て木や断熱材の設置を不要としました。

※ 改正後の基準は、平成 24 年 4 月 1 日以降から適用されます。なお、改正前の省令準耐火構造の基準に基づき設計・施工される住宅は、引き続き省令準耐火仕様のものとして取り扱うことができます。

住宅金融支援機構監修住宅工事仕様書(平成 22 年改訂)の変更

平成 22 年改訂住宅工事仕様書をフラット35等物件検査申請に使用する際に、改正基準を適用するためには、仕様書本文を添削又は本紙を申請書類と併せて提出することにより、ご対応ください。

仕様書	該当項目	新	旧
木造住宅	19.1 (P110、 解 P231)	2. 本項は、すべての構造耐力上主要な部分に使用する軸組材に、製材、集成材又は単板積層材の材料を用いた住宅に適用する。ただし、19.12（その他）の5による鉄筋コンクリート造としたものについては、この限りではない。	2. 本項は、構造耐力上主要な部分に使用する軸組材に、製材、集成材又は単板積層材以外の材料を用いていない住宅に適用する。ただし、19.12（その他）の5による鉄筋コンクリート造の地下室については、この限りではない。
	19.4.3 (P111、 解 P234)	室内に面する天井の防火被覆材の下地を、木製とする場合は1、鋼製とする場合は2とし、かつ、上階に床がある部分の天井で、天井の防火被覆材を19.4.2の1のロとする場合は3の措置を講ずる。	室内に面する天井の防火被覆材の下地は木製又は鋼製とし、次による。
	19.4.3 (P111、 解 P234)	3. 上階に床がある部分の天井で、天井の防火被覆材を19.4.2の1のロとする場合、防火被覆材の裏面に次のいずれかの措置を講ずる。 (略)	3. 天井の防火被覆材を1枚張りとする場合、防火被覆材の裏面に次のいずれかの措置を講ずる。 (略)
	19.12 (P113、 解 P243)	5. 外壁、界壁、界壁以外の部分の内壁、界床、界床以外の部分の天井、柱及び梁のうち、鉄筋コンクリート造によるものについては、本章19.2（屋根、外壁及び軒裏）から本章19.6（界床）まで、本章19.9（柱）及び本章19.10（はり）の規定は適用しない。	5. 鉄筋コンクリート造による地下室を設ける場合は、次による。 イ. 地下室部分の外壁、界壁、界壁以外の内壁、柱、梁のうち、鉄筋コンクリート造によるものについては、本章19.2（屋根、外壁及び軒裏）、本章19.3（界壁以外の部分の内壁）、本章19.5（界壁）、本章19.9（柱）及び本章19.10（はり）の規定は適用しない。 ロ. 地階直上に鉄筋コンクリート造によるスラブが存する部分については、当該部の天井に関して、本章19.4（界床以外の部分の天井）及び本章19.6（界床）の規定は適用しない。

※ 該当項目の「解」は解説付き住宅工事仕様書を示す。

仕様書	該当項目	新	旧
枠組壁 工法 住宅	14.1 (P118、 解 P238)	2. 本項は、 <u>すべての構造耐力上主要な部分に使用する枠組材に、製材、集成材、単板積層材又はたて継ぎ材の材料を用いた住宅に適用する。</u> ただし、14.11（その他）の6による鉄筋コンクリート造としたものについては、この限りではない。	2. 本項は、構造耐力上主要な部分に使用する枠組材に、製材、集成材、単板積層材又はたて継ぎ材 <u>以外</u> の材料を用いていない住宅に適用する。ただし、14.11（その他）の6による鉄筋コンクリート造の地下室については、この限りではない。
	14.11 (P121、 解 P244)	6. <u>外壁、界壁、界壁以外の部分の内壁、界床及び界床以外の部分の天井のうち、鉄筋コンクリート造とするものについては、本章 14.2(屋根、外壁及び軒裏) から本章 14.6 (界床) までの規定は適用しない。</u>	6. <u>鉄筋コンクリート造による地下室を設ける場合は、次による。</u> イ. <u>地下室部分の外壁、界壁、界壁以外の内壁、柱、梁のうち、鉄筋コンクリート造によるものについては、本章 14.2 (屋根、外壁及び軒裏)、本章 14.3 (界壁以外の部分の内壁)、本章 14.5 (界壁) の規定は適用しない。</u> ロ. <u>地階直上に鉄筋コンクリート造によるスラブが存する部分については、当該部の天井に関して、本章 14.4 (界床以外の部分の天井) 及び本章 14.6 (界床) の規定は適用しない。</u>